

地域密着型サービス等運営委員会会議録

令和6年3月7日 13:00~14:00

403会議室

次第2

議題1 地域密着型サービス令和5年度の運営評価と今後の整備方針について

- ・特に意見なし

議題2 地域包括支援センターの令和5年度の運営評価について

- ・特に意見なし

議題3 令和6年度地域包括支援センター運営方針について

- ・チームオレンジの取り組みでR6年2月7日開催の座談会の内容や参加人数は

⇒本人発信支援事業として県と共同開催し、認知症ご本人とそのご家族、チームオレンジメンバー等約20名の参加があった。

- ・R5年度から開始した介護予防ポイント事業の成果は

⇒98名の登録があり、介護予防教室等に参加される人数も増加し、成果はあったと考えている。

- ・令和5年度と比べ令和6年度での新たな取り組みはあるか。また、団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となる2025年問題が迫っていることから、地域包括支援センターの重要度が増すと思うが、今後の対応は

⇒令和6年度でも令和5年度の運営方針を引き継ぎ、現在取り組んでいる事業を継続し、充実させていくことが大切だと考えており、今後も介護予防の普及啓発を始め様々な事業に取り組み、地域包括支援センターだけではなく、医療機関や介護事業所等の関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んで対応していきたい。

1 事業所の現状

市民しか利用することができない本サービスを提供する事業所は昨年度より1事業所増え、13事業所となっている。

令和6年2月末時点での地域密着型（介護予防）サービス事業所の一覧と令和5年度の更新申請等受理状況は資料1のとおりである。

- ・指定：地域密着型通所介護 白百合デイサービスセンター（令和5年11月1日指定）
同事業所は、通所介護及び通所型サービス事業所であったが、指定基準に応じた職員数の確保が困難となったため休止中であった。職員の確保が可能となったため、定員を10人と規模を縮小し通所型サービスを再開するとともに、通所介護を地域密着型サービス事業所へ移行することとなった。適正なサービス提供の実績を踏まえ、公募をせず指定したことから、運営委員会へは更新と同様の報告とした。
- ・指定更新：定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所愛の手ねんりんを、指定更新したので報告する。（令和5年4月1日指定）

2 事業計画との比較と今後の整備方針

地域密着型(介護予防)サービス利用状況					R6.1審査分
	事業所数	利用件数	対前年度増減件数	給付費(円)	対前年度増減額(円)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	8	7	1,183,325	964,706
認知症対応型通所介護(介護予防)	1	21	3	1,965,823	109,411
小規模多機能型居宅介護(介護予防)	3	58	5	7,211,042	100,152
認知症対応型共同生活介護(介護予防)	4	54	△2	13,572,653	△960,611
地域密着型通所介護	3	40	△3	3,653,678	△111,779
合計	12	181	15	27,586,521	1,174,269

利用状況を見ると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が大幅に増加しているが、月遅れの請求が混在しており、実質利用者は4人である。しかし、昨年度までの利用者1名から比較すると、事業内容が理解され継続した運営につながる数字になったものと解釈している。他の事業については、利用者・給付費ともに多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいであることから、事業所の整備（公募）は予定していない。

令和6年度は、令和6年度から3か年を計画期間とする第9次介護保険事業計画の初年度として、真にサービスを必要としている方に適正なサービスが提供されるよう、介護保険事業の適切な運営に努める。

地域密着型サービスの見込量

第9次高齢者福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

単位：人/月

定期的な巡回や緊急時等におけるホームヘルパーや看護師等による随時の訪問サービスが受けられます。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人数	2	1	2	2	2	2

②認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスが受けられます。

認知症対応型通所介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日数	50	54	34	36	36	36
	人数	6	6	5	4	4	4
介護給付	日数	125	162	142	145	145	145
	人数	11	13	11	12	12	12

③小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスが受けられます。

小規模多機能型居宅介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数	9	10	22	21	21	22
介護給付	人数	43	44	38	37	37	37

④認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスが受けられます。

認知症対応型 共同生活介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人数	0	1	2	2	2	2
介護給付	人数	52	52	51	49	48	49

⑤地域密着型通所介護

生活行為向上のための支援を行うサービスで、少人数で生活圏域に密着したデイサービスが受けられます。

地域密着型通所介護		第8次実績値			第9次計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回数	198	280	581	523	512	512
	人数	16	22	51	46	45	45

資料1

地域密着型（介護予防）サービス事業所一覧

令和6年2月末現在

	事業所名	サービス名	事業者名	更新日	指定期限	実地指導実施日	定員
市内	くれよんルーム	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	医療法人社団 功寿会	令和2年8月1日	令和8年7月31日	-	18
市内	グループホーム まおの里	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	医療法人社団 大杉脳神経外科	令和元年12月5日	令和7年12月4日	平成31年3月11日	9
市内	グループホーム 仙遊荘	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	社会福祉法人 善通寺福祉会	令和4年2月15日	令和10年2月14日	-	9
市内	グループホーム ねんりん	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	令和2年2月27日	18
市内	小規模多機能 まおの里	小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	医療法人社団 大杉脳神経外科	令和元年12月5日	令和7年12月4日	令和元年8月29日	25
市内	小規模多機能ホーム ねんりん	小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	-	29
市内	小規模多機能 くれよんルーム	小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	医療法人社団 功寿会	令和2年4月1日	令和8年3月31日	-	25
市内	脳いきいきデイサービス ねんりん学校	認知症対応型通所介護 (介護予防)	医療法人社団 純心会	令和2年4月20日	令和8年4月19日	-	12
市内	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 愛の手ねんりん	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	医療法人社団 純心会	平成29年4月1日	令和5年3月31日	-	-
市内	デイサービスセンター ふるさと	地域密着型通所介護	株式会社 栄光	平成31年4月15日	令和7年4月14日	-	10
市内	デイサービスセンター おひいさん	地域密着型通所介護	社会福祉法人 正友会	令和2年7月1日	令和8年6月30日	-	10
市内	デイサービス しんちゃん家	地域密着型通所介護	株式会社 スフィーダ	令和4年12月1日	令和10年11月30日	-	15
市内	自衛舎荘 デイサービスセンター	地域密着型通所介護	社会福祉法人 自衛舎福祉会	令和5年11月1日	令和11年10月31日	-	10

※ コロナ禍のため令和2年度から実地指導未実施

地域包括支援センターの令和5年度の運営評価 並びに令和6年度の運営方針

1 令和5年度事業報告

令和5年度の運営方針において重点的に取り組む事項としていた、地域包括支援センターの機能強化について、次の事項で成果を上げることができた。

- ・訪問生活支援事業（シルバー人材センターへ委託した家事援助と見守り）

利用者数が大幅に増加しており、令和4年度末で廃止となった訪問型サービスA（社会福祉協議会へ委託）利用者の受け皿として、また、会員・利用者両者の介護予防に資する事業として成果を上げている。

- ・通所型一般介護予防事業

運動（ZENキープ2階）の利用が大幅に増加しており、令和4年度に更新したパワーリハビリテーション機器を活用し、事業の充実を図ることができた。

また、介護予防事業への参加を促進するため、令和5年度より実施している介護予防ポイント事業（ちょこっとポイント）については、98名の方が登録しており、介護予防事業を啓発する活動を推進することができた。

- ・成年後見制度利用の促進

市民後見人育成研修を実施し、15名の参加を得て、市民後見人の養成支援に取り組んだ。

2 令和6年度の運営方針

令和6年度普通寺市地域包括支援センター運営方針（資料）

資料中、網掛け部分が、令和6年度に重点的に取り組む事項である。

令和6年度から8年度の3か年を計画期間とする第9次普通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の目標を実現するために、計画の施策に沿った事業を実施する。

重点的に取り組み事項としては、令和5年度の運営方針を引き継ぎ、一般介護予防事業、成年後見制度の利用促進や認知症施策の推進に重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの拠点としての地域包括支援センターの機能強化を推進する。

1 運営方針策定の趣旨

「善通寺市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で、効率的な実施に資することを目的に定めるものとする。

2 地域包括支援センターの意義・目的

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な支援を行うことを業務とする。
- (2) 地域包括支援センターは、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。
- (3) 地域包括支援センターの設置責任主体である善通寺市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。
- (4) 善通寺市は、善通寺市地域密着型サービス等運営委員会において、地域包括支援センターの運営に関する事項について協議並びに評価を実施し、適切、公平かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保する。

3 基本的運営方針

(1) 公益性の視点

- ① 地域包括支援センターは、善通寺市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

- ① 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア（個別・推進）会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ③ 生活支援等サービス協議体や生活支援コーディネーターを通じて、地域住民、福祉等関係団体、サービス利用者、ボランティア等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、不足するサービスを提案するなど、課題解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性の視点

- ① 「善通寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下「条例」という。）に規定する基準により配置した保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種が、それぞれの専門性を活かし、互いに連携を図りながら、「チーム」として、総合的に高齢者を支える。
- ② 支援の必要な高齢者の情報やサービス内容を、民生・児童委員、介護保険事業所、社会福祉協議会等関係機関と共有し連携を図りながら課題の解決に取り組む。

4 業務推進の運営方針

令和6年度は、第9次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度となることから、計画の基本理念「いつまでも住み続けたいまちぜんじつ」の実現に向け地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、さらなる地域包括支援センターの機能強化に努める。

「見守り」や「社会交流」の機会を確保するため、介護予防サポーターによる生活支援サポーター派遣事業やシルバー人材センター会員による訪問生活支援事業のさらなる充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを推進する。

成年後見制度を必要とする人が、適切に利用することができるよう、担い手である市民後見人の育成・活動支援に取り組み、成年後見制度の利用促進を図る。

認知症の方と家族、認知症サポーターなどの地域住民による「チームオレンジ善通寺」の活動を継続し、認知症を正しく理解し偏見をなくす取り組み及び地域における互助の体制づくりを推進する。

在宅医療・介護連携の推進に向けて、地域の医療・介護サービス資源の最新情報を把握し、改訂した在宅医療・介護・認知症情報マップを活用し、普及啓発を図る。

さらに、介護予防教室等の利用促進を図るため、参加者にポイントを付与する事業を継続し、介護予防の普及啓発に積極的に取り組む。

(1) 介護予防支援事業

要支援1・2認定者を対象に、状態の改善と重度化の防止を目的に、条例に規定した基準を遵守した指定介護予防支援事業を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）

基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう必要な支援を行う。

② 訪問型介護予防事業

保健師等が6か月以内の期間を定めた上で居宅において相談指導等を行う。

③ 通所型介護予防事業

生活機能を改善するための運動器機能及び口腔機能の向上、低栄養状態の改善並びに認知症予防支援のために必要な6か月以内の期間によるプログラムを行う。

④ 生活支援サポーター派遣事業

介護予防サポーターを居宅等に派遣し、定期的な安否確認等を行う。

⑤ 訪問生活支援事業

シルバー人材センター会員による、日常生活の援助と見守りを行う。

⑥ 介護予防把握事業

関係団体等からの情報提供や、敬老祝金交付時に回収する77歳の方を対象としたアンケート等により、支援を必要とする方を把握する。

⑦ 介護予防周知事業

パンフレット等により介護予防の普及啓発を行う。

⑧ 通所型一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とした運動器機能及び口腔機能の向上並びに認知症予防支援として、パワーリハビリテーション機器を活用した、くすの木クラブ運動コースや、ここ家での脳トレコースを実施する。

また、「ちょこっと体操」の普及、足うら健康クラブ、いきいき運動教室、77歳を対象とした喜寿運動教室の開催や、ふれあい・いきいきサロンに講師を派遣しての足うら健康サロンなどを実施するとともに、参加者にポイントを付与する事業を継続し、介護予防の普及啓発に積極的に取り組む。

⑨ 介護予防等人材育成事業

介護予防サポーターの育成や、スキルアップのための研修会等を開催し、地域における人材の育成に取り組むとともに活動の場を提供し、介護予防事業に市民の力を活用する。

⑩ 地域交流促進活動支援事業

地域における高齢者の見守りや交流の場の運営を支援する。

⑪ 異年齢間交流介護予防活動支援事業

児童等との交流による高齢者の介護予防活動を支援する。

(3) 包括的支援事業・任意事業

① 総合相談支援業務

ア 実態把握

窓口や電話での相談のほか民生委員や地域住民等からの連絡により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

イ 総合相談

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に担う中核機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に支援を行う。

② 権利擁護業務

様々な問題を抱え、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

ア 成年後見制度利用の促進

成年後見制度を必要とする人が、適切に利用することができるよう、担い手である市民後見人の育成・活動支援に取り組み、成年後見制度の利用促進を図る。

また、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を強化するために協議会を開催するなど、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図る。

イ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係機関と連携を図り、適切な対応を行う。また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法の措置が必要な場合は、市の担当課との連携を図って支援する。

ウ 支援困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

エ 消費者被害の防止

関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害の未然防止と被害の回復のための関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域における民生・児童委員等関係機関と介護支援専門員との連携を支援するとともに、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報提供を行なう。

イ 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の業務に関し、専門的な見地から個別指導や相談に対応する。

ウ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

エ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

オ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

④ 在宅医療・介護連携の推進

ア 地域の医療・介護サービス資源の最新情報を把握し、改訂した在宅医療・介護・認知症情報マップを活用し、普及啓発を図る。

イ 医療・介護関係者が参画する会議により、情報を共有するとともに、現状把握、課題抽出、課題解決等を協議し、在宅医療・介護の切れ目のない提供体制の構築を推進する。

ウ 在宅医療・介護連携コーディネーターによる相談窓口を設置し、情報提供と関係機関との連携調整を行う。

エ 在宅医療・介護・認知症情報マップや、「地域連携だより」の配布等により、市民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

⑤ 認知症施策の推進

ア 地域包括支援センター内に設置した認知症初期集中支援チームにより、早期診断・早期対応に向けた支援を実施する。

イ 認知症地域支援推進員により、認知症支援体制の構築や医療、介護、地域等の連携サポート等を実施する。

ウ 認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方と家族、認知症サポーターなどの地域住民による「チームオレンジ善通寺」の活動を継続し、認知症を正しく理解し偏見をなくす取り組み及び地域における互助の体制づくりを推進する。

エ 認知症ケア向上推進事業

在宅医療・介護・認知症情報マップを配布し、認知症ケア向上を推進する。

⑥ 生活支援体制の整備

生活支援等サービス協議体及び生活支援コーディネーターと連携し、地域における支援ニーズの把握や地域資源を発掘するとともに、関係団体等との情報共有及び連携を強化し、生活支援サービスの体制を整備する。

また、就労的活動支援コーディネーターを配置し、意欲のある高齢者の就労的活動を支援するなど、高齢者の社会参加の促進に努めます。

⑦ 地域ケア会議の推進

保健、医療、及び福祉の専門的知識を有する者や関係機関による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を定期的に開催し、適切な支援と地域包括ケア体制に関する検討を行う。

⑧ その他の事業

ア 家族介護教室を開催し、在宅での支援が必要な高齢者と、その家族に寄り添った支援を充実させる。

イ 真に必要なサービスを適正に提供し、介護給付費適正化に努める。